

## 第 5 2 号議案

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区神明三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和 6 0 年足立区条例第 3 8 号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が 8 2 . 5 平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 1 の敷地として使用する場合には、適用しない。

( 1 ) 土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 3 条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定により土地を収用し、若しくは使用する

ことができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

- (1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなつた土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至つた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至つた土地

第9条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第2条 足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年足立区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線（以下「路線」という。）の拡幅若しくは築造により別表第2第1項に定める適用区域にあつては82.5平方メートル未満、別表第2第2項、別表第3第1項、別表第4及び別表第5に定める適用区域にあつては83.0平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条第2項ただし書中「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された」を削り、同条第3項ただし書中「土地の場合」の次に「、路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合」を加え、同条に次の2項を加える。

5 第1項から第3項までの規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

（1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

（2） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

6 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第12条中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

（足立区扇一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第3条 足立区扇一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年足立区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が82.5平方メートル未満となる場合又は」

を加え、同条に次の２項を加える。

3 第１項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を１の敷地として使用する場合には、適用しない。

(１) 土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第３条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第１６条に規定する関連事業

(２) 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業（同法第３条第１項の規定により施行するものを除く。）

(３) 都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）による第一種市街地再開発事業（同法第２条の２第１項の規定により施行するものを除く。）

(４) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号）による住宅街区整備事業（同法第２９条第１項の規定により施行するものを除く。）

(５) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第４９号）による防災街区整備事業（同法第１１９条第１項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(１) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、

当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第8条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区中央本町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 足立区中央本町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年足立区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が82.5平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用する

ことができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

- (1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第5条第1項第1号中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

第6条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区梅島地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条

例の一部改正)

第5条 足立区梅島地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年足立区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が82.5平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。)

(3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による第一種市街地再開発事業(同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。)

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業(同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。)



(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第6条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区伊興町前沼地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第6条 足立区伊興町前沼地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年足立区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が82.5平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の

規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば

同項の規定に適合することとなるに至った土地

第6条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区舎人四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第7条 足立区舎人四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年足立区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が82.5平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

（1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

（2） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

（3） 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市

街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第6条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第8条 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年足立区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合」を加

え、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 1 の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第 16 条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業（同法第 3 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による第一種市街地再開発事業（同法第 2 条の 2 第 1 項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業（同法第 29 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）による防災街区整備事業（同法第 119 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、

当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第9条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区小台一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 足立区小台一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成8年足立区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成8年足立区条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項ただし書中「換地面積が83.0平方メートル未満の場合」の次に「、足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた

建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第8条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第11条 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年足立区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第5条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用する



ことができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

- (1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第8条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区梅島一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第 1 2 条 足立区梅島一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和 6 0 年足立区条例第 3 8 号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が 8 3 平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 1 の敷地として使用する場合には、適用しない。

( 1 ) 土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 3 条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第 1 6 条に規定する関連事業

( 2 ) 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）による土地区画整理事業（同法第 3 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）

( 3 ) 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）による第一種市街地再開発事業（同法第 2 条の 2 第 1 項の規定により施行するものを除く。）

( 4 ) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）による住宅街区整備事業（同法第 2 9 条第 1 項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第6条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第13条 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年足立区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第7条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第14条 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年足立区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項ただし書中「換地面積が83.0平方メートル未満の場合」の次に「、足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第11

9条第1項の規定により施行するものを除く。)

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第9条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項及び第2項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第15条 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年足立区条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項ただし書中「換地面積が83.0平方メートル未満の場合」の次に「、足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権

その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権

その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば  
同項の規定に適合することとなるに至った土地

第9条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」  
に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部改正)

第16条 足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限  
に関する条例(平成15年足立区条例第26号)の一部を次のように  
改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項ただし書中「換地面積が83.0平方メートル未満の  
場合」の次に「、足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例  
第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面  
積が83.0平方メートル未満となる場合」を加え、同条に次の2項  
を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に  
掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業  
の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規  
定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権  
その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の  
規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地と  
して使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲  
げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律  
第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用する  
ことができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用  
法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地

区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

（3） 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

（4） 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

（5） 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

（1） 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

（2） 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第9条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第17条 足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年足立区条例第27号）の一部を次のように改正する。



第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅又は築造により敷地面積が当該数値未滿となる場合は、この限りでない。

第5条に次の2項を加える。

- 4 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合においては、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平

成 9 年法律第 4 9 号) による防災街区整備事業 (同法第 1 1 9 条第 1 項の規定により施行するものを除く。)

5 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第 1 項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第 1 項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第 8 条の見出しを「(1 の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第 1 項中「2 以上」を「1 又は 2 以上」に改める。

(足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 8 条 足立区保塚町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 5 年足立区条例第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例 (昭和 6 0 年足立区条例第 3 8 号) に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が 8 3 . 0 平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 1 の敷地と

して使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第7条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区島根二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第19条 足立区島根二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年足立区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

（1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

（2） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

（3） 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行す

るものを除く。)

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業(同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。)

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業(同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。)

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第8条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第20条 足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業

の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第10条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項及び第2項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第21条 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第5条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例(昭和60年足立区条例第38号)に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が200平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用

法第16条に規定する関連事業

- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）
- (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第7条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第22条 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築



物の制限に関する条例（平成17年足立区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が当該数値未滿となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第10条の見出しを「(1)の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

(足立区江北駅（仮称）周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第23条 足立区江北駅（仮称）周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年足立区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の

規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば

同項の規定に適合することとなるに至った土地

第7条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

（足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第24条 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅又は築造により敷地面積が当該数値未滿となる場合は、この限りでない。

第6条に次の2項を加える。

4 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

（1） 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

（2） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集整備法による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

5 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第12条の見出しを「（1の敷地とみなすことによる制限の緩和）」に改め、同条第1項及び第2項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

第15条中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

（足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第25条 足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年足立区条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第13項」を「第14項」に改める。

第6条第1項中「ただし、」の次に「足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が当該数値未滿となる場合又は」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行の日又は適用の日以降、次に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第16条に規定する関連事業

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（同法第3条第1項の規定により施行するものを除く。）

(3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による第一種市街地再開発事業（同法第2条の2第1項の規定により施行するものを除く。）

(4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業（同法第29条第1項の規定により施行するものを除く。）

(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業（同法第119条第1項の規定により施行するものを除く。）

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地については、適用しない。

(1) 前項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

第10条の見出しを「(1の敷地とみなすことによる制限の緩和)」に改め、同条第1項中「2以上」を「1又は2以上」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。